

分担研究報告書

第8次医療計画における看護職員需給推計の実態と今後の推計手法に関する検討

研究代表者 小林美亜 山梨大学大学院総合研究部医学域

研究分担者 小野恵子 青森県立保健大学

研究分担者 今村知明 奈良県立医科大学

研究分担者 野田龍也 奈良県立医科大学

研究要旨

本研究は、第8次医療計画(2024～2029年度)に関連する看護職員の需給推計について、各都道府県の取組状況や推計手法、今後の推計における課題等を明らかにすることを目的として実施した。全国47都道府県を対象に、Excel形式のアンケート調査を実施し、40都道府県から有効回答を得た(回収率85.1%)。調査の結果、2024年3月までに看護職員の需給推計を完了していた自治体は15.0%にとどまり、過半数の自治体が推計の実施を未定としていた。また、今後の推計において需要に影響を与える要素として、勤務間インターバル、夜勤回数、短時間勤務制度、育児・介護休暇取得率などの労働環境要因が重視されていた。供給面では、離職率、再雇用者数、退職者数などの動的な要因を反映することが求められていた。さらに、推計手法には自治体ごとの工夫がみられ、国の推計ツールや医療構想、地域独自の調査データ等を用いた多様な実践が行われていた。一方で、自由記述からは、「国による標準的な推計方法の提示」「領域別の充足状況の把握」「在宅・介護分野への対応」など、多くの要望も挙がった。今後、都道府県から要望も考慮した、看護職員の需要推計を検討していくことが必要である。

A. 研究目的

本研究は、各都道府県における第8次医療計画(2024～2029年度)に関連した看護職員の需給推計に関する取組状況、推計手法、今後のシミュレーションの方向性等を把握することを目的とした。将来的な需給推計モデルの高度化と標準化に資する基礎的資料を収集・分析するものである。

B. 研究方法

全国47都道府県に対して、Excel形式のアンケートを配布・回収する形式で実施した。アンケート項目は、第8次医療計画に向けた看護職員需給推計の実施有無、実施方法、推計時に考慮した需要・供給要因、今後の推計に関する意見や要望などを含めた。調査の実施期間は、令和6年6月5日～6月28日である。

(倫理面への配慮)

本調査は、厚生労働科学特別研究事業として、匿名性を確保した上で実施され、個人情報は一切含まれていない。また、調査対象の自治体には依頼状を通じて目的と活用方針を明示し、回答は任意とした。

C. 研究結果

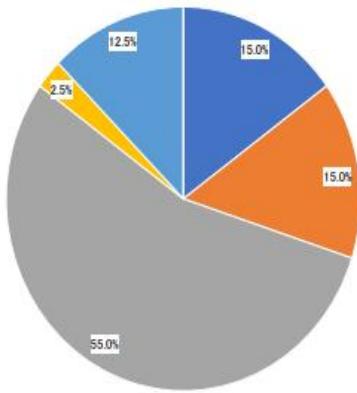
1. 回答状況

回答は40都道府県から得られ、回収率は85.1%であった。

2. 推計状況(図1)

第8次医療計画における看護職員需給見通しの推計状況について、2024年3月までに推計を

完了している自治体は 15.0% (6 件) にとどまっていた。一方で、医療計画期間中に推計を実施する予定、または現在進行中であると回答した自治体も同様に 15.0% (6 件) であった。「推計を実施するかどうかは未定」とした自治体は過半数の 55.0% (22 件) を占めており、計画期間中に推計を行う予定がないと回答した自治体は 2.5% (1 件) であった。また、「国の指針を参考にしている」と回答した自治体は 12.5% (5 件) であった。



- 第8次医療計画に向けて、2024年3月までに看護職員需給見通しの推計を行った
- 第8次医療計画の期間中に看護職員需給見通しの推計を実施予定である、あるいは実施中である
- 第8次医療計画の期間中に看護職員需給見通しの推計を実施するかどうかは未定である
- 第8次医療計画の期間中に看護職員需給見通しの推計を実施する予定はない
- 国の指針を参考
- 無回答

図 1. 推計状況

3. 需要に影響を与える要素を組み込む必要性

今後の看護職員需給見通しの推計において、需要に影響を与える要素を組み込む必要性について 4 項目を挙げ（図 2）、それぞれに対する必要性の程度（全く必要ない、あまり必要ない、やや必要、非常に必要）を尋ねた。回答数は 40 件であり、以下のとおりであった。「勤務間インターバルの確保状況」については、「非常に必要」が 12 件 (30.0%)、「やや必要」が 21 件 (52.5%)、「あまり必要ない」が 5 件 (12.5%)、「全く必要ない」は 0 件 (0.0%)、「無回答」が 2 件 (5.0%) であった。「夜勤回数」については、「非常に必要」が 19 件 (47.5%)、「やや必要」が 17 件 (42.5%)、「あまり必要ない」が 2 件 (5.0%) であった。「短時間正職員制度、フレックスタイム、時差出勤等の多様な勤務形態の導入の影響」については、「非常に必要」が 22 件 (55.0%)、「やや必要」が 16 件 (40.0%)、「あまり必要ない」が 1 件 (2.5%)、「全く必要ない」は 0 件 (0.0%)、「無回答」が 1 件 (2.5%) であった。「育児休暇・介護休暇の取得率」については、「非常に必要」が 28 件 (70.0%)、「やや必要」が 10 件 (25.0%)、「あまり必要ない」が 1 件 (2.5%)、「全く必要ない」は 0 件 (0.0%)、「無回答」が 1 件 (2.5%) であった。

(5.0%)、「全く必要ない」は 0 件 (0.0%)、「無回答」が 2 件 (5.0%) であった。「短時間正職員制度、フレックスタイム、時差出勤等の多様な勤務形態の導入の影響」については、「非常に必要」が 22 件 (55.0%)、「やや必要」が 16 件 (40.0%)、「あまり必要ない」が 1 件 (2.5%)、「全く必要ない」は 0 件 (0.0%)、「無回答」が 1 件 (2.5%) であった。「育児休暇・介護休暇の取得率」については、「非常に必要」が 28 件 (70.0%)、「やや必要」が 10 件 (25.0%)、「あまり必要ない」が 1 件 (2.5%)、「全く必要ない」は 0 件 (0.0%)、「無回答」が 1 件 (2.5%) であった。

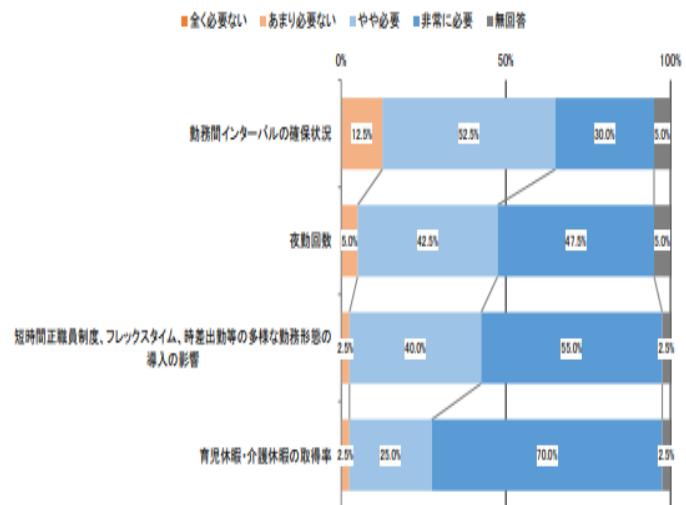


図 2. 需要に影響を与える 4 項目の必要性

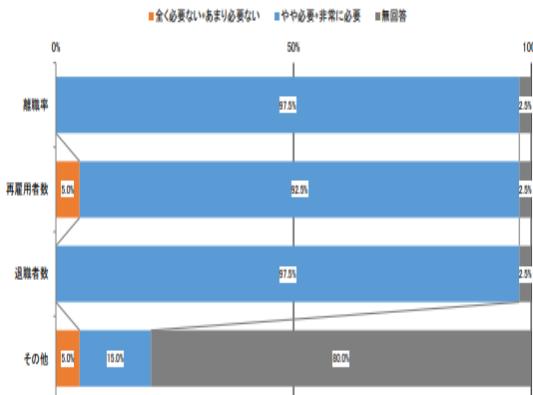
「入院基本料の算定要件に規定されない、外来や手術室等における人員配置状況」については、「やや必要」「非常に必要」の合計が 35 件 (87.5%)、「あまり必要ない」は 4 件 (10.0%)、「無回答」が 1 件 (2.5%) であった。「超過勤務時間」については、「やや必要」「非常に必要」の合計が 37 件 (92.5%) であり、「全く必要ない」「あまり必要ない」は 2 件 (5.0%)、「無回答」が 1 件 (2.5%) であった。「有給休暇取得日数」については、「やや必要」「非常に必要」の合計が 39 件 (97.5%) で、「全く必要ない」「あまり必要ない」の回答はなかった。「無回答」は 1 件 (2.5%) であった。「その他」の項目で

は、「やや必要」「非常に必要」は3件(7.5%)にとどまり、「全く必要ない」「あまり必要ない」が2件(5.0%)、「無回答」が35件(87.5%)であった。

4. 供給に影響を与える要素を組み込む必要性(図3)

「離職率」については、「非常に必要」が32件(80.0%)、「やや必要」が7件(17.5%)であり、両者を合わせて39件(97.5%)が必要性を認識していた。「全く必要ない」「あまり必要ない」の回答はなく、「無回答」は1件(2.5%)であった。「再雇用者数」については、「非常に必要」が26件(65.0%)、「やや必要」が11件(27.5%)であり、合計37件(92.5%)が必要性を認識していた。「あまり必要ない」は2件(5.0%)、「無回答」が1件(2.5%)であった。「退職者数」については、「非常に必要」が28件(70.0%)、「やや必要」が11件(27.5%)であり、合計39件(97.5%)が必要と回答していた。「全く必要ない」「あまり必要ない」はいずれも0件、「無回答」が1件(2.5%)であった。「その他」の項目については、「非常に必要」が4件(10.0%)、「やや必要」が2件(5.0%)、「あまり必要ない」が1件(2.5%)、「全く必要ない」が1件(2.5%)であった。「無回答」が32件(80.0%)と多数を占めた。

図3. 供給に影響を与える項目の必要性



5. 需要推計に係る要望

看護職員需給見通しの推計に際しての意見や要望について自由記述形式で回答を求め、得られた記述をカテゴリごとに分類・集計した。記

述の有効回答は40件中16件であり、複数回答を含むため、以下の集計比率は回答数ではなく回答者数(40名)を分母として算出した。最も多かった意見は「国から推計方法を例示・共有してほしい」というもので、6件(15.0%)の記述があった。次いで、「領域別充足状況の把握」が3件(7.5%)であった。その他、以下のような意見がそれぞれ1件(2.5%)ずつ寄せられた(表1)。

- ・医師の働き方改革を考慮すべき
- ・今後の推計方法の検討
- ・災害の影響を考慮
- ・在宅領域・介護施設等での需要増の考慮
- ・需要に組み込むべき範囲の判断基準
- ・少子化問題による影響を考慮

表1. 要望・意見

カテゴリ	内容(要望・意見)
医師の働き方改革を考慮	医師の働き方改革(タスクシフト・タスクシェア)を踏まえた看護職員需給推計が必要になると考える。
国から推計方法を例示・共有	看護職員需給推計については、都道府県が独自の判断で実施するのではなく、国が医療需要を踏まえた具体的な推計方法を示してほしい。 今後の新たな需給推計の実施について、時期や方針等を早めに示してほしい。 県独自での推計は、根拠の提示や他県との比較が難しくなるため、国からツールを提供してほしい。 地域医療構想に基づき推計を実施するにあたり、国による研修会や説明会の開催を希望する。 国が示す推計ツールに基づき、全国共通の基準で推計している。今後の地域医療構想の進捗を踏まえた推計方法を国から示してほしい。 「看護職員需給分科会 中間とりまとめ」(令和元年)以降の方針が不明なため、最新の動向や今後の検討予定についても随時情報共有してほしい。
今後の推計方法の検討・少子化問題による影響の考慮	高齢化の進展により介護領域での看護職需要が増すと見込まれるため、医療と介護の両方に携わる看護職員の需給見通しのあり方を検討する必要がある。 急性期病院は若年看護職員が多く、少子化の影響を受けやすいため、それを反映させた推計が必要である。
災害の影響を考慮	震災などの災害による影響も、看護職員需給推計においては考慮されるべきである。
在宅領域・介護施設等での需要増の考慮、および看護職員需給見通しのあり方	在宅医療や介護施設等での需要が拡大している。看護職の就業先が多様化している一方で、県内全体の人数は増加しても分野ごとの充足には差があるため、分野別の需要推計が必要である。 医師の働き方改革、夜勤などの負担軽減策、タスクシフト・シェアなどを需給推計にどこまで組み込むべきか判断が難しく、国統一的な基準が求められる。
領域別充足状況の把握	令和元年度に示された需要推計の値(病床数あたりの看護職員数等)について、全国一律ではなく、地域の実情を反映させたものに見直してほしい。 現行の推計方法では病院・有床診療所・精神病床・訪問看護事業所などの「領域」ごとの供給数が算定されておらず、対策の検討に活用できないため、領域別充足状況を把握可能にしてほしい。

6. 需要推計を実施した都道府県における推計方法

1) 需要の推計方法

第8次医療計画に向けて2024年3月までに看護職員需給見通しの推計を実施したと回答したのは6件であった。推計方法(複数回答、組み合わせて実施する場合があるため)として最も

多かったのは、「データを使って推計を行った」で 5 件であった。調査票を作成し、特定の機関に配布したケースと、全機関に配布したケースはいずれも 1 件であった。「その他」として 2 件の自由記述があった。

データを用いた需要の推計において、「今後の人口予測」を使用したとする回答が 2 県、「地域医療構想における病床の必要量と在宅医療等の必要量」は 1 県であった。その他では、以下の方法で需要推計が行われていた。

- ・2040 年を見据えた社会保障の将来見通し（2018 年）」に基づく国推計及び前回需給推計との整合性を考慮したシミュレーションに基づき推計を実施。
- ・病床機能報告に基づく病床数や業務従事者届出数、介護保険事業状況報告の利用者数などを基に算出。
- ・医療機関から提出された需要数をもとに増加率を算出し、需要数を積算。
- ・国の推計ツールに県の予定病床数等を入力し、特定のシナリオ（超過勤務・有給休暇条件あり）に基づく看護職員需要数を算出した。

調査票の配布においては、「特に条件を設けず、必要と考えるだけの看護職員数の記入を依頼した」が 1 県であり、「その他」が 1 県であった。労働環境や欠員率などの条件を設定して記入を依頼した例はなかった。

訪問看護ステーションにおいては、「特に条件を設けず、必要と考えるだけの職員数の記入を依頼した」が 1 県であった。

2) 供給の推計方法

看護師の供給推計で、データを用いたと回答とした県において、「看護師養成課程の総定員数」と「看護師養成課程からの卒業者数」がそれぞれ 1 県であった。国家試験の合格率や年齢階級別就業率を使用したとの回答はなかった。准看護師に関しては、「准看護師養成課程の総定員数」「准看護師養成課程からの卒業者数」が各 1 県であった。その他にも、独自のデータ収集や推計が行われており、以下のような工夫があつ

た。

- ・保健師・助産師・看護師・准看護師の合計を常勤換算し、就業届出数、新卒者・再就業者数、離職者数等を加減して推計。
- ・平成 31 年に推計した供給数を引用。
- ・離職率、卒業者の定着率、県外流入数などを基に、介護保険関連の需給推計データと合わせて算出。
- ・看護師と同様に、准看護師も 2040 年を見据えた国推計と整合性を図って推計を実施。
- ・准看護師を含む離職率や業務従事者届出数などを基に算出。

調査票を配布した県において、「特に条件を設けず、供給できると考える看護職員数の記入を依頼した」が 1 県であった。離職・退職・再雇用に関する要素を記入させた例はなかった。

D. 考察

本研究の結果から、第 8 次医療計画に向けた看護職員需給推計の取組状況は自治体によって大きく異なっており、推計を既に実施済みの自治体は全体の 15% にとどまる一方で、未定の自治体が過半数を占めていた。これは、推計手法や基準の不統一、推計作業に要する労力・専門性の高さなどが一因と考えられる。

また、「需要に影響を与える要素」の組み込みに関しては、勤務間インターバル、夜勤回数、短時間勤務制度、育児・介護休暇取得率など、現場の労働実態に関連する要素が高く評価されていた。特に、育児休暇・介護休暇の取得率については 97.5% の回答者が「やや必要」「非常に必要」と回答しており、看護職員の働き方の多様化が需給推計にも反映されるべきであるという認識が広がっていることがうかがえる。

同様に、供給に影響する要素として、離職率・再雇用者数・退職者数に対しても 9 割を超える自治体が必要性を認識しており、従来の「卒業者数ベースの供給推計」では実態を十分に捉えきれないとの認識が定着しつつある。

推計手法については、既に推計を実施した自治体の多くが「データを用いた推計」を採用し

ており、その中でも国の人ロ推計や医療構想を基にした手法、あるいは地域独自の業務従事者データや就業届を活用するなど、多様な工夫がなされていた。また、准看護師についても、離職率や定着率といった動態的要因を加味した推計が一部の自治体で行われていた点は注目に値する。

一方で、自由記述からは「国による統一的な推計手法の提示」「領域別充足状況の把握」「訪問看護ステーションなど在宅領域への対応」「医師の働き方改革や少子化の影響の反映」など、多岐にわたる課題が示されており、今後の推計の標準化および現実的な制度設計への反映が求められる

E. 結論

本研究では、全国 47 都道府県を対象とした調査を通じて、第 8 次医療計画に関連する看護職員需給推計の実施状況、使用された推計手法、ならびに今後の課題が明らかとなった。得られた主な知見は以下のとおりである。

1. 看護職員の需給推計を実施している自治体は一部に限られており、今後は推計手法の標準化および全国的な普及が課題となる。
2. 需給推計においては、勤務形態や育児・介護との両立支援など、労働環境に関する要因の重要性が広く認識されており、需要推計に際してこれらの要素を適切に考慮する必要がある。
3. 離職・再雇用・退職といった供給側の動態的要素を反映することが、精度の高い推計には不可欠である。
4. 推計手法は多様であるものの、一部の自治体

では国の人ロ推計ツールや社会保障の将来推計との整合性を意識した手法が取り入れられており、今後もこうした整合性を踏まえた推計の検討が求められる。

5. 推計の精度向上に向けては、国による統一的なガイドラインの提示が望まれるとともに、在宅医療・介護領域や少子化、働き方改革など、社会構造の変化を反映した需要推計の検討が必要である。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし